

新監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年7月4日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

市民生活部、都市政策部、秋葉区役所及び各業務の関係部署

(2) 対象事務

令和5年4月から令和6年1月末までの期間に執行された令和5年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 重点調査項目

支出事務において、支払遅延や支出金額誤り、支払漏れ、過年度払いなど不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているかについて重点的に調査を実施した。

(2) 共通事項

ア 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

ウ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施した。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区の執務室等

(2) 実施日程

令和6年3月14日～令和6年7月4日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

行政財産の貸付等にかかる光熱水費実費の徴収金額を誤っていたもの

(秋葉区役所地域総務課)

秋葉区役所地域総務課は、新津地域交流センターの一部を秋葉区社会福祉協議会等に貸付又は使用許可しているが、確認できる範囲で平成29年度から令和4年度までの間、貸付等にかかる光熱水費実費の徴収金額を誤っていた。

行政財産の貸付等にかかる光熱水費の実費徴収については、平成26年度に新たに制定された新潟市公有財産事務取扱要領に定められており、電気料金は、施設全体の料金から基本料金を除いて算定すべきところ、本事案では基本料金を含めたまま算定し、ガス料金は、従量料金単価に推定使用量を乗じて算定すべきところ、本事案では施設全体の料金を推定使用量と施設全体の総使用量の割合により按分して算定し、その結果、合計519,334円を過大に徴収していた。また、上下水道料金の実費を徴収しなければならないところ、これを怠り、その結果、126,543円が未徴収となっていた。

なお、過徴収額から未徴収額を差し引いた 392,791 円を、令和 6 年 1 月 18 日に貸付等の相手方に還付している。

これら一連の事務処理の誤りは、同課が長期にわたり事務処理の根拠となる同要領を確認することなく、安易な前例踏襲により事務を執行していたことが原因である。令和 2 年度第 2 期定期監査で本事案と同様の誤りが指摘事項として検出されたことを受け、令和 3 年 2 月 8 日付財務部財産活用課長名で光熱水費の実費徴収について再確認するよう注意喚起する文書が発出された。このことを同課は承知していたにもかかわらず、従前から使用していた光熱水費実費の算定シートが間違っていないと思い込み、自らの事務処理を一切顧みることなく、誤った事務処理を継続していた。その結果、光熱水費実費の徴収金額を誤った期間がさらに長期化し、貸付等の相手方に対し、大きな損失を与えることになった。

今後、同様の誤りが生じないように、同課は本事案を真摯に受け止め、安易に前例を踏襲することなく、ときに疑念をもって原則に立ち返り、常にその根拠を再確認しながら、法令等を遵守した適正な事務の執行を徹底するよう求めるものである。

【合規性】

○新潟市公有財産事務取扱要領

第 5 章 行政財産の使用許可

第 7 節 光熱水費の実費徴収

第 1 実費徴収の対象となるもの

行政財産の使用又は貸付け、普通財産の貸付けにおいて、電気、ガス、上下水道、電話等をその使用者又は貸付けの相手方が使用し、その料金について供給事業者が市に請求することとなるものは、使用者又は貸付けの相手方に料金の実費相当額を負担させなければならない。

第 4 電気料金の実費

1 計算方法

専用子メーターが設置されている場合は、当該メーターによる使用量と当該施設の総使用量の割合を、専用子メーターが設置されていない場合は、推定使用量と当該施設の総使用量の割合を用いて市が支払う料金の総額を按分して算定する。なお、基本料金は含めない。

(略)

第 5 ガス料金の実費

(略)

使用料を推計する場合は、次の式を参考に計算するものとする。

(1) 天然ガスの使用料

月額のコスト相当額 = (従量料金単価) × (推定使用量/m³)

(略)

第6 上下水道料金の実費

(略)

上水道を市の事務事業と共用する場合は基本料金を含めずに算定するが、下水道は2か月につき20 m³の汚水排除量まで基本料金の範囲とすることから、2か月につき20 m³までの使用は、基本料金を按分して算定するものとする。

(略)

○令和3年2月8日付財務部財産活用課長名通知（抜粋）

新財活第409号

令和3年2月8日

各財産事務管理者 様

(各所属長 様)

財務部財産活用課長

行政財産使用許可・公有財産貸付における光熱水費等の実費徴収について

日ごろ、財産管理事務にご協力いただき感謝申し上げます。

標記の件について、監査委員事務局による定期監査により、財産貸付の相手方が使用した光熱水費等の実費相当額の徴収において、過去から長期にわたり新潟市公有財産事務取扱要領（以下、「要領」という。）で定めている方法とは異なる計算により徴収を行っていたとの指摘がありました。

その後、同様の事例相談があることから、各施設におかれましては、光熱水費等の実費徴収額について要領を参照し再確認していただきますとともに、今後におかれましても気を付けていただきますようお願いいたします。

(2) 注意事項

注意事項とした事務処理誤り等（総件数21件）について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること（5件）

- ・督促状の未発行及び発行遅延
- ・法定外公共物使用料の調定遅延や請求誤り

- イ 現金取扱事務に関すること（7件）
 - ・切手等の管理不徹底
 - ・任意団体に関する会計規程の未整備
- ウ 契約事務に関すること（3件）
 - ・再委託の承諾における起案の失念
- エ 指定管理事務に関すること（1件）
 - ・指定管理者による報告漏れ
- オ 補助金・負担金の事務に関すること（2件）
 - ・事業完了前の補助金交付
- カ 財産管理事務に関すること（2件）
 - ・行政財産使用料の算定誤り
- キ その他（1件）
 - ・国民健康保険証の誤交付